

(1 年 保 存)

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 25 日

日本赤十字社兵庫県支部
各地区区分 ご担当者 様

日本赤十字社兵庫県支部
振 興 課 長

「2025 年パキスタン洪水救援金」の受付について

標記救援金について、下記のとおり受付けしますのでお知らせいたします。
ご寄付のお問合せがあった場合には、下記の口座をご案内ください。

記

1 救援金名称 「2025 年パキスタン洪水救援金」

2 受付期間 令和 7 年 9 月 19 日(金)～令和 7 年 11 月 28 日(金)

3 受付口座

(1) ゆうちょ銀行

ア 口座番号 0 0 1 1 0 - 2 - 5 6 0 6

イ 加入者名 「日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)」

ウ その他

※通信欄に「2025 年パキスタン洪水救援金」と明記してください。

受領証を希望される場合は、併せて「受領証希望」と明記してください。

※ゆうちょ銀行窓口でのお振込みの場合は、手数料が無料です。

(2) 都市銀行口座

ア 銀行名・口座番号

(ア) 三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2 7 8 7 8 0 7

(イ) 三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2 1 0 5 8 1 1

(ウ) みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0 6 2 3 6 7 6

イ 口座名義は、いずれも「日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)」

ウ その他

※ご利用の金融機関によっては、振替手数料が別途かかる場合があります。

※受領証を希望される場合は、日本赤十字社本社パートナーシップ推進部まで次の情報をご連絡ください。

①救援金名 ②お名前（受領証の宛名） ③ご住所 ④電話番号 ⑤寄付日
⑥寄付金額 ⑦振込人名 ⑧振込先金融機関名・支店名
（連絡先）日本赤十字社 パートナーシップ推進部
TEL 03-4363-2056

4 税法上の取り扱いについて

本寄附金は、個人所得税控除及び法人税控除の対象となります。個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄付金に該当します。

また、本救援金は、以下の要件を全て満たした場合、地方税法に基づく個人住民税に係る寄付金控除の対象となります。

個人住民税の対象となる寄付金の要件

1. 2025年パキスタン洪水の被災者を救援するため、個人が日本赤十字社の各支部に対して拠出した寄付金であること。
2. 2,001円以上の寄付を行った個人であることかつ、寄付者住居地の日本赤十字社の支部長の受領証が発行されていること。
3. 本救援金の募集期間である令和7年9月19日（金）から令和7年11月28日（金）までの期間に収納された寄付金であること。

5 留意事項

各地区・分区の窓口で現金で受付けた救援金につきましては、「2025年パキスタン洪水救援金」と明記のうえ、従来どおり兵庫県支部の口座へお振込みいただくとともに、様式第振14E号にてご報告願います。

なお、活動資金等の送金でお知らせしている兵庫県支部の口座は案内されませんようご留意願います。

6 物品寄付については、受け付けておりません。

【担当】

日本赤十字社兵庫県支部 振興課

電話 078-241-8921

FAX 078-241-6990